

【自動車リサイクル法】

【フロン類回収業】 変更届出提出書類一覧

(業者名)

1 変更内容に関わらず必要となる書類

名 称	備 考	確認
フロン類回収業者変更届出書 (様式第四)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更があった日から30日以内に届出してください ・登録通知書に基づき、登録年月日及び登録番号を記載 ・変更内容及び変更の理由を記載 	
誓約書		

2 変更内容により必要となる添付書類

変更内容	添 付 書 類	注 意 事 項	確認
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	本籍地が記載された住民票	届出者が個人の場合 (外国人は住民基本台帳に規定する国籍等の記載のあるものに限る。)	
	履歴事項全部証明書	届出者が法人の場合	
事業所の名称又は所在地	なし		
役員	履歴事項全部証明書		
法定代理人の氏名又は住所	本籍地が記載された住民票	法定代理人が個人の場合 (外国人は住民基本台帳に規定する国籍等の記載のあるものに限る。)	
	履歴事項全部証明書	法定代理人が法人の場合	
回収しようとするフロン類の種類	・回収設備の所有権を有する書類、所有権を有しない場合には使用権限を有することを証する書類	納品書、領収書、借用契約書等の写し	
	・回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	カタログ等の写し	
回収の用に供する設備の種類及び能力	・回収設備の所有権を有する書類、所有権を有しない場合には使用権限を有することを証する書類	納品書、領収書、借用契約書等の写し	
	・回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	カタログ等の写し	
回収設備の数	・回収設備の所有権を有する書類、所有権を有しない場合には使用権限を有することを証する書類	納品書、領収書、借用契約書等の写し	
	・回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	カタログ等の写し	

※提出部数 3部 (1部原本、その他写し)

※届出期限に提出できなかった場合は、顛末書等を提出していただきますので、事前にご相談ください。

※変更届出書、誓約書には必ず届出年月日を記入してください。

※住民票や法人の履歴事項全部証明書等の公的機関から発行された証明書にあっては、届出日前3ヶ月以内に発行されたものとする。